

資料編

◆ 第4次加古川市男女共同参画行動計画策定の経過	4 2
◆ 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱	4 3
◆ 加古川市男女共同参画推進本部設置要綱	4 5
◆ 加古川市男女共同参画行動計画策定検討委員会設置要綱	4 7
◆ 男女共同参画に関する市民意識調査結果（概要版）	4 9
◆ 男女共同参画社会基本法	6 0
◆ 女性活躍推進法	6 6
◆ 女子差別撤廃条約	7 4
◆ 男女共同参画関係法令の概要	7 5
◆ 男女共同参画のあゆみ（年表）	7 9

◆ 第4次加古川市男女共同参画行動計画策定の経過

年 月 日	主 な 経 緯
平成26年7月22日 ～8月4日	男女共同参画社会に関する市民意識調査実施
平成27年6月17日	第1回男女共同参画行動計画策定検討委員会
7月14日	第2回男女共同参画行動計画策定検討委員会
7月31日	第1回男女共同参画社会づくり懇話会
8月18日	第3回男女共同参画行動計画策定検討委員会
9月30日	第4回男女共同参画行動計画策定検討委員会
10月22日	第2回男女共同参画社会づくり懇話会
11月4日	第1回男女共同参画推進本部会議
11月24日～12月24日	パブリックコメント募集
平成28年1月13日	第5回男女共同参画行動計画策定検討委員会
1月22日	第3回男女共同参画社会づくり懇話会
2月3日	第2回男女共同参画推進本部会議

◆ 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市男女共同参画社会づくり懇話会（以下「懇話会」という）の設置及び運営に関し必要な事項を定め、もって男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次の事務を所掌することとする。

- (1) 加古川市男女共同参画行動計画に掲げた施策の推進について意見を述べる。
- (2) その他男女共同参画施策を推進するため必要な事項について意見を述べる。

(組織)

第3条 懇話会は、市長が委嘱した委員12名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 懇話会は、会長が会議を進行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 懇話会が必要と認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部男女共同参画センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が決定する。

附 則

この要綱は、平成19年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

懇話会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
会 長	柚 山 貴 要 江	兵庫大学 生涯福祉学部こども福祉学科教授
副 会 長	岸 本 正 子	加古川市連合婦人会会長
委 員	石 田 信 隆	社会保険労務士
〃	石 部 利 通	加古川市立尾上小学校長
〃	小 川 真 知 子	特定非営利活動法人 SEAN理事長
〃	河 口 勲	一般社団法人 加古川労働者福祉協議会理事長
〃	久 保 田 米 雄	加古川商工会議所 総務管理室総務管理課長
〃	塩 谷 丘 美 子	市民委員
〃	福 島 由 美 子	兵庫県立男女共同参画センター 女性問題カウンセラー
〃	吉 田 麻 衣 子	市民委員

※任期／平成27年4月1日～平成29年3月31日

◆ 加古川市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、加古川市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 加古川市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）に掲げる施策の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 行動計画の推進における関係部局間の総合調整に関すること。
- (3) その他、男女共同参画施策推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長、副本部長は、市村副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代行する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会をおく。

2 幹事会に幹事長を置き、企画部次長をもって充てる。

3 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。ただし、幹事長が認めるときは、これらの職以外の職にある職員を幹事とすることができる。

4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、これを主宰する。

5 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長の指名するものがその職務を代行する。

6 幹事長は、幹事会で検討した事項を必要に応じて、本部長に報告するものとする。

7 幹事長は必要に応じて、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第6条 本部会議の庶務は、企画部男女共同参画センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２５年３月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

別表１（本部員）

秘書担当部長、企画部長、総務部長、税務部長、市民部長、地域振興部長、環境部長、福祉部長、こども部長、建設部長、都市計画部長、会計管理者、上下水道局長、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、教育総務部長、教育指導部長

別表２（幹事会）

所 属	役 職	備 考
企画部	企画部次長	幹事長
企画部	政策企画課長	
企画部	男女共同参画センター所長	
総務部	人事課長	
総務部	危機管理室長	
市民部	市民生活あんしん課長	
市民部	人権施策推進課長	
地域振興部	商工労政課長	
地域振興部	ウェルネス推進課	
福祉部	健康課長	
こども部	こども政策課長	
こども部	家庭支援課長	
教育指導部	社会教育・スポーツ振興課長	
教育指導部	学校教育課長	

◆ 加古川市男女共同参画行動計画策定検討委員会設置要綱

平成27年5月19日

企画部長決定

(設置目的)

第1条 加古川市における男女共同参画社会実現に向けて、男女共同参画施策の総合的・計画的推進を図るための計画（以下「男女共同参画行動計画」という。）を策定するにあたり、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するため、加古川市男女共同参画行動計画策定検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画行動計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画行動計画を策定するために必要な資料の収集及び調査に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる課等の担当職員をもって構成する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長、副委員長は、委員の互選により定める。

(会議)

第4条 委員長は、委員を招集し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、平成27年6月1日から平成28年3月31日までとする。

(庶務担当課)

第6条 委員会の庶務は、男女共同参画センターにおいて処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表

所 属		備 考
企画部	政策企画課	
企画部	男女共同参画センター	委員長
総務部	人事課	
総務部	危機管理室	
市民部	市民生活あんしん課	
市民部	人権施策推進課	副委員長
地域振興部	商工労政課	
地域振興部	ウェルネス推進課	
福祉部	健康課	
こども部	こども政策課	
こども部	家庭支援課	
教育指導部	社会教育・スポーツ振興課	
教育指導部	学校教育課	

男女共同参画に関する市民意識調査結果 【概要版】

加古川市では、一人ひとりの市民がお互いを大切に、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画の実現をめざして「加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、様々な取り組みを進めています。

本調査は、行動計画期間が平成27年度で終了することに伴い、市民のみなさんに男女共同参画についての意識や意見等をお聞きし、次期行動計画策定への基礎資料とするために、男女共同参画に関する市民意識調査を実施しました。

■アンケート回収結果

調査地域 加古川市全域

調査対象 市内在住の満20歳以上の男女（平成26年7月1日現在）

標本数 3,000人

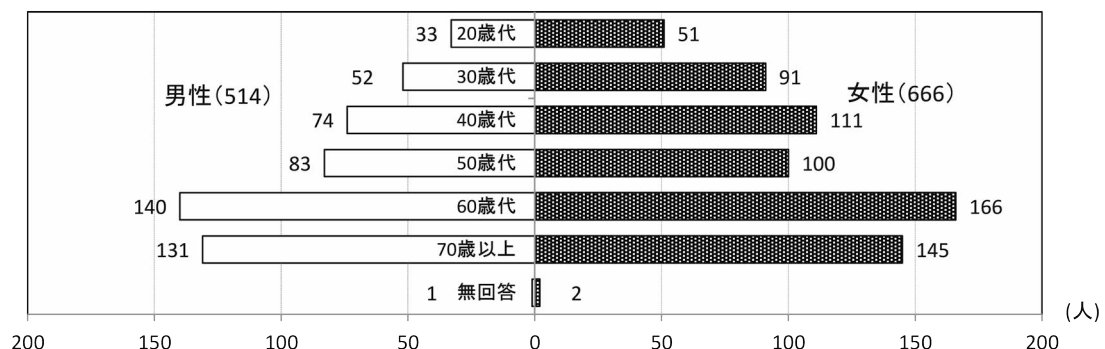
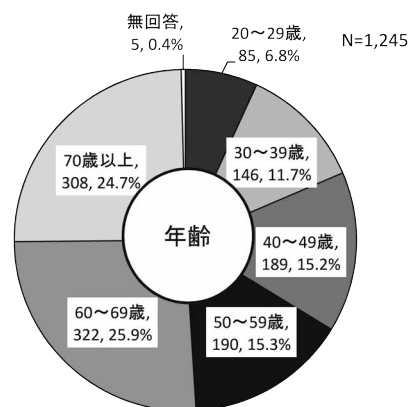
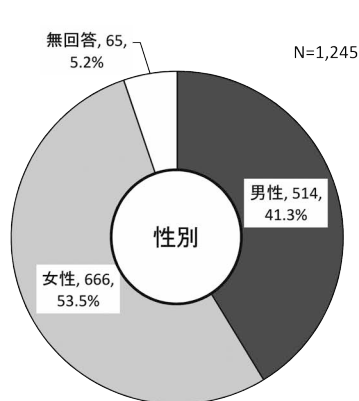
抽出方法 住民基本台帳及び外国人登録原票から年齢階層別に無作為抽出

調査方法 質問紙法（無記名自記式）、メール便による配布・郵送による

調査期間 平成26年7月22日～8月4日

対象者数	有効回答数	有効回収率内訳（率）			
		全体	女性	男性	無回答
3,000 (100%)	1,245 (41.5%)	1,245 (100%)	666 (53.5%)	514 (41.3%)	65 (5.2%)

■回答者の属性

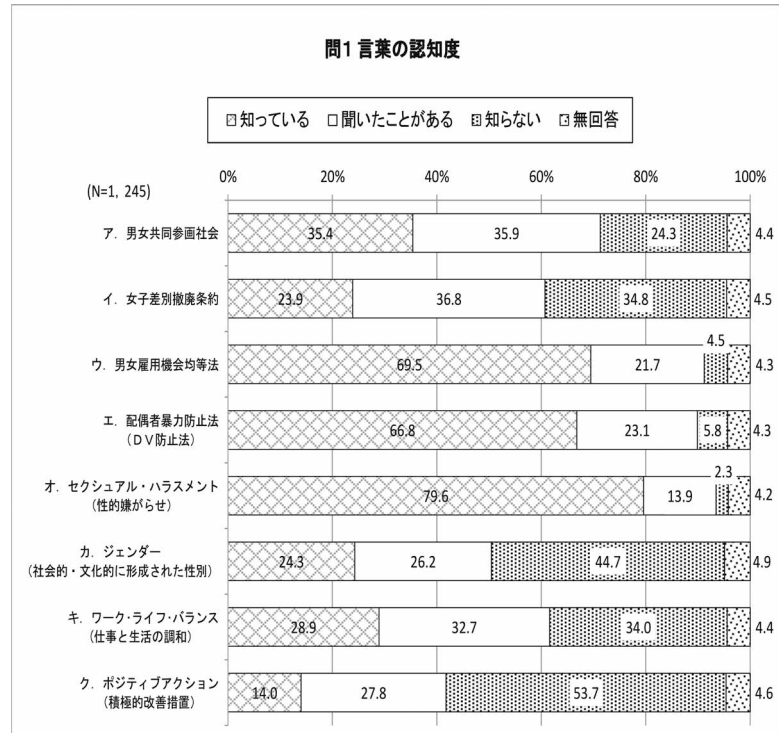


男女共同参画に関する意識について

問 1 男女共同参画に関することばの認知度

◆「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」や「男女雇用機会均等法」、「配偶者暴力防止法（DV防止法）」については、「知っている・聞いたことがある」との回答が約9割と認知度が高く、定着している。

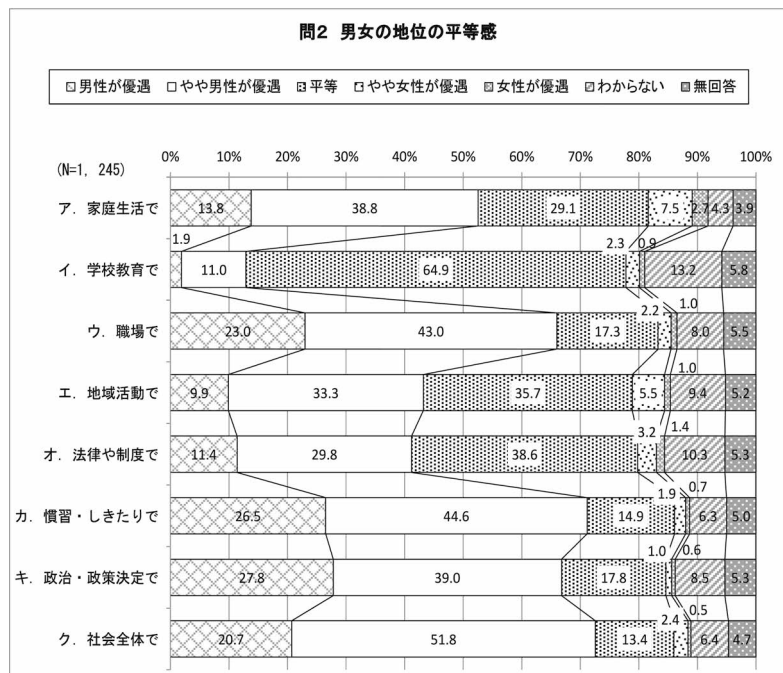
◆「男女共同参画社会」ということばでは「知っている・聞いたことがある」の回答71.3%と前回調査より増加した一方で、24.3%が「知らない」と回答している。



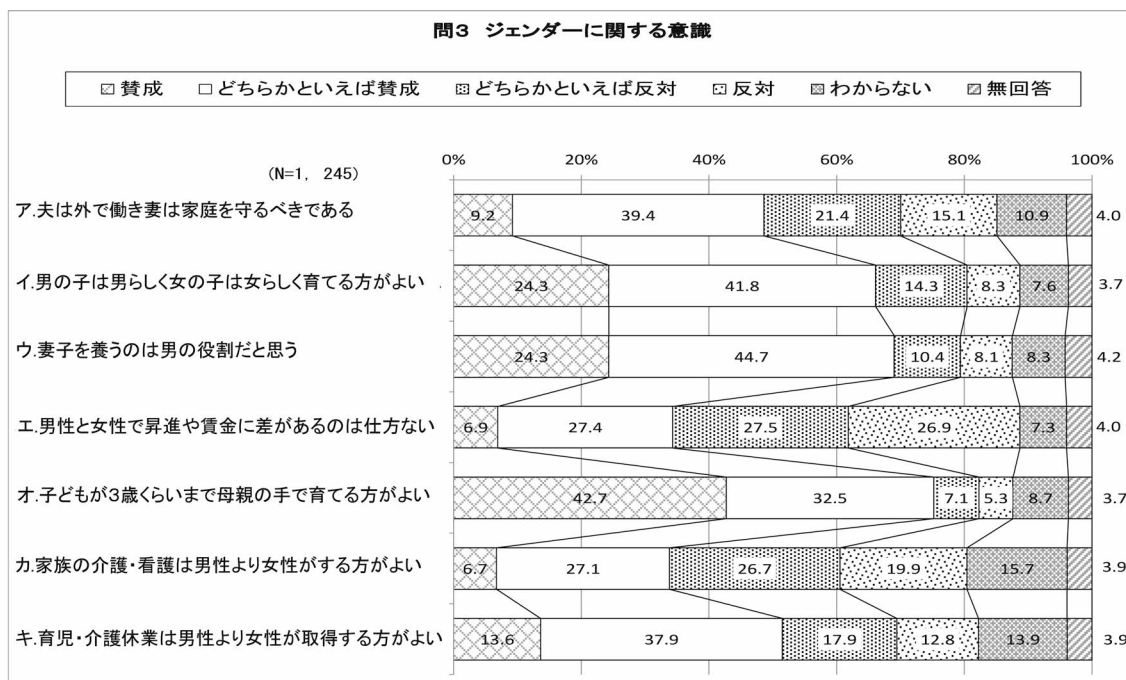
問 2 男女の地位は平等ですか？

◆「学校教育」で「平等」との回答が64.9%と、前回の調査（平成21年12月）より増加したが、「地域活動」「職場」「慣習やしきたり」ではあまり変化はなく、「社会全体」では低下しており13.4%しか平等と感じていない。

◆学校教育以外の分野については、まだまだ男性が優遇されていると意識を持つ人が多い。「社会全体」では「男性が優遇・やや男性が優遇」されていると感じている人を合わせると72.5%になっている。



問3「夫は働き、妻は家庭」「男らしく、女らしく」の考え方

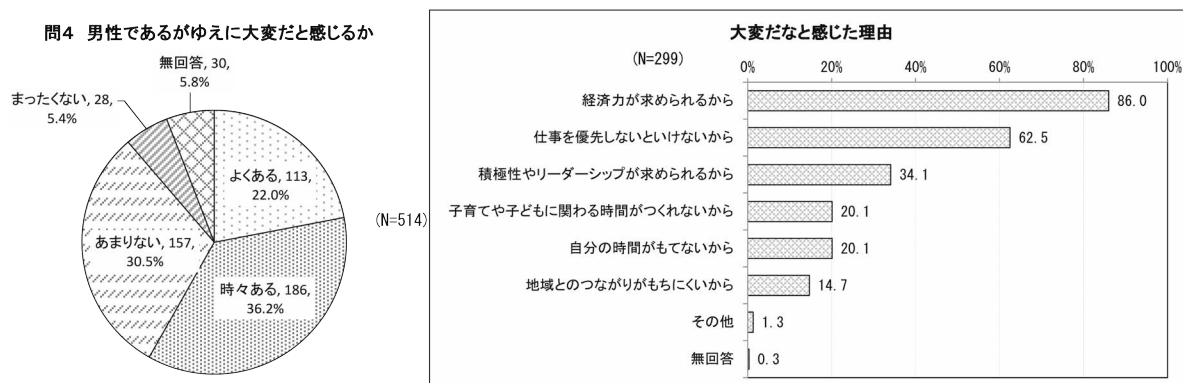


◆「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成・どちらかといえば賛成」との回答が「反対・どちらかといえば反対」を上回っているものの、前回調査と比較すると「反対」に増加がみられる。とりわけ、若い世代では「反対」が「賛成」を上回る。

◆「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい」、「妻子を養うのは男の役割だと思う」という考え方については、約7割が「賛成」である一方、「男性と女性で昇進や賃金に差があるのは仕方ない」「家族の介護・看護は、男性より女性がする方がよい」という考え方については、「反対」が「賛成」を上回る。

男女共同参画に関する意識啓発については、男女や世代間の考え方の違いを踏まえながら、相互理解が深まるように、教育や生活、雇用など幅広い分野において実施することが必要といえます。

問4「男性であるがゆえ大変だ…」と感ずること（男性のみ）



◆「男性であるがゆえ大変だ」と感じている男性は、「よくある・時々ある」を合わせると過半数を超え、その理由として86%が「経済力が求められるから」と回答している。

人権について

問5 セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）の状況

◆20歳代、30歳代の女性で「自分自身や周りで被害にあった人がある」と3人に1人が回答している。一方で、30歳から60歳代の男性では、約3割が「知人や職場の仲間などで被害があった人がある」と認識している。

◆20歳代では約2割の女性が被害を受けており、また、働き世代の男性の約3割が知人や職場内でのセクハラを認知している。

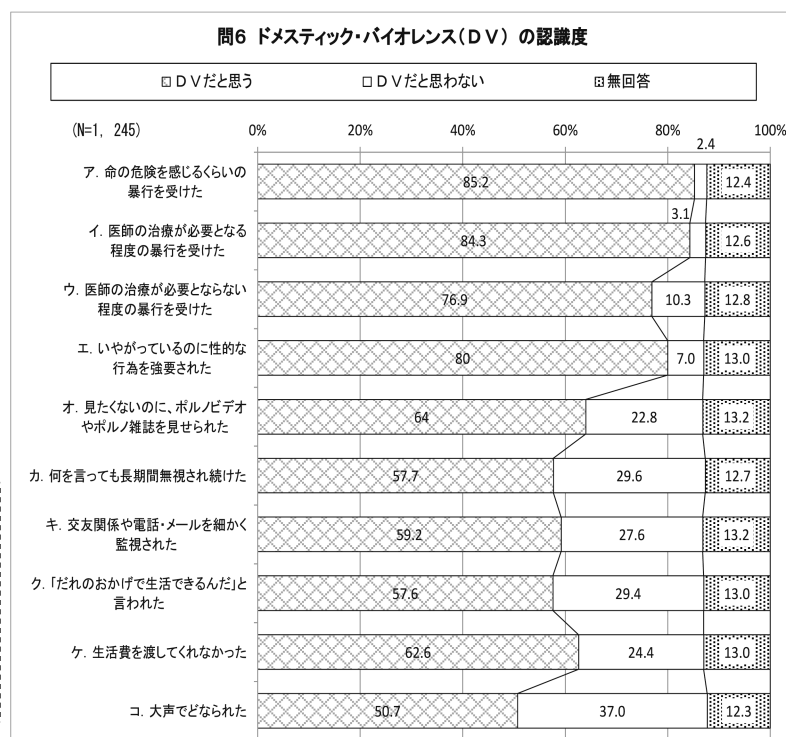
引き続き、相談窓口の周知と未然防止への意識啓発に向けた取り組みが必要といえます。



問6-(A) ドメスティックバイオレンス（DV）って？

◆DVの行為については、8割以上の人々が、身体的な被害のある暴力をDVと認識しているが、「だれのおかげで生活できるんだ」と言われることなど精神的な苦痛を与えることをDVと認識する割合は、約6割程度にとどまっている。

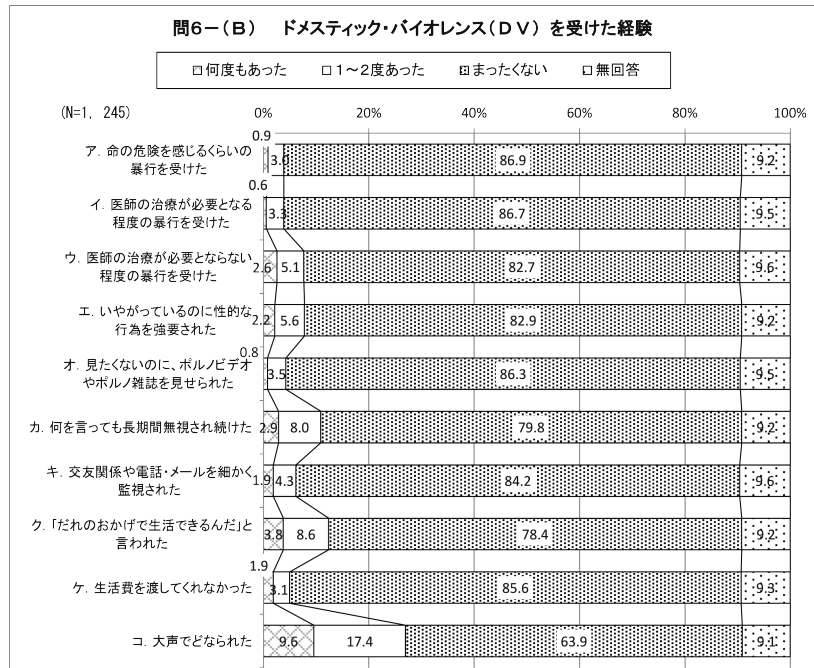
身体的暴力行為のみならず、ことばや態度で精神的な苦痛を与えることもDVであり、人権侵害であるという認識のもと、正しい知識についての啓発が必要といえます。



問6-(B) 「DV」を受けたことがありますか？

◆「命の危険を感じるくらい
の暴行を受けた」との回
答が「何度もあった・1～
2度あった」を合わせると
3.9%となり、前回調査よ
り重篤なケースが増加し
ている。

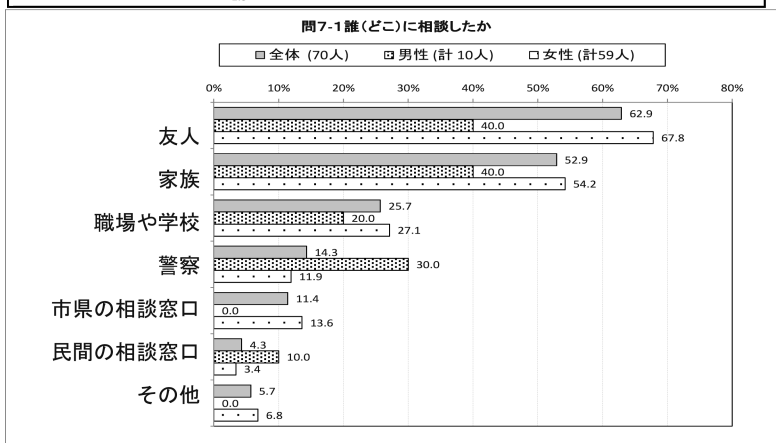
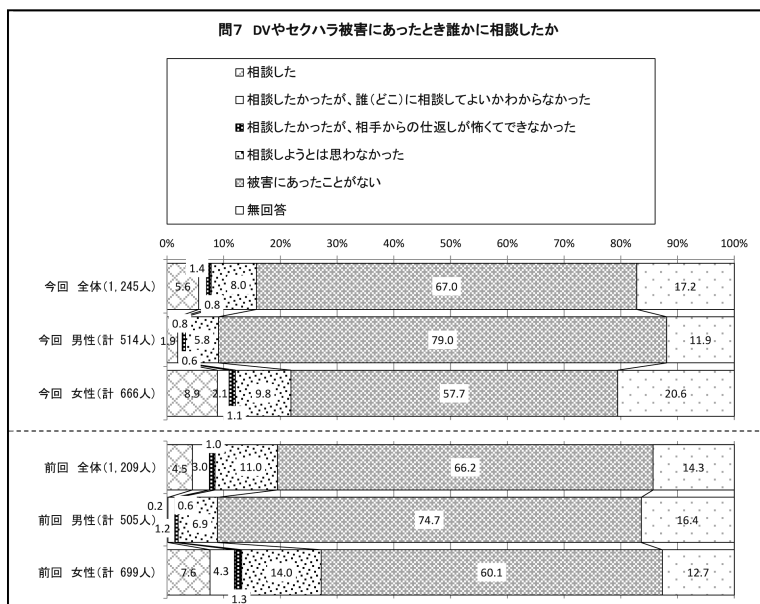
◆「大声でどなられた」こ
とが「何度もあった」との
回答が9.6%、また「だれ
のおかげで生活できるん
だ」と「何度も言われた」
との回答が3.8%と、前回
調査より増加した。



問7 「セクハラ」や「DV」の相談先

◆セクシュアル・ハラスメントやDVの被害にあった人のうち、「相談した」人の割合は前回調査より増加している。一方で、「相談したかったが誰（どこ）に相談してよいかわからなかった」人の割合は、前回の調査より減少した。

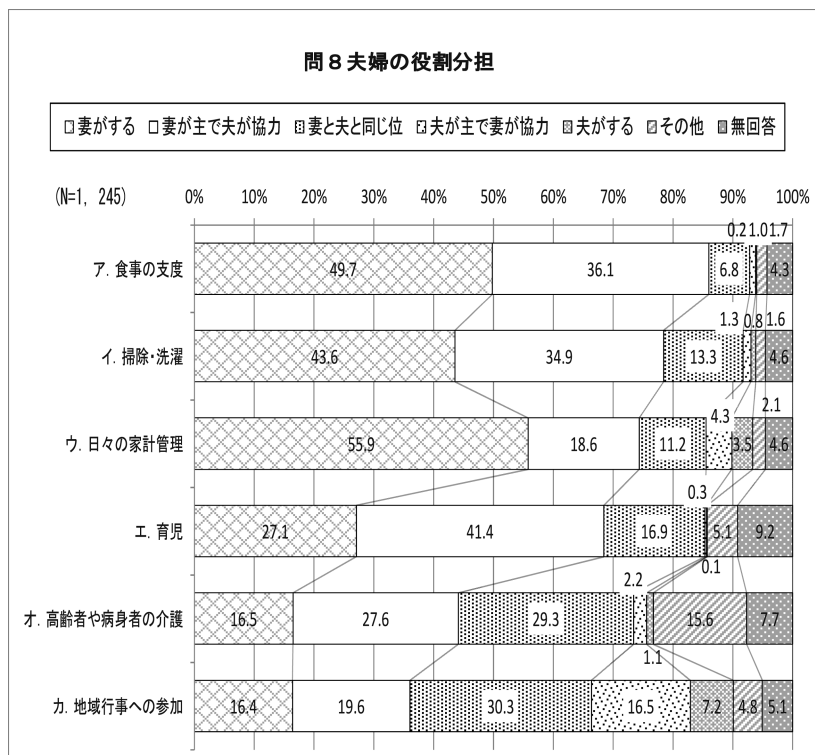
セクハラやDVに対して、相談することの重要性は徐々に認識されているものの、女性に対する暴力は、潜在化することが多いことから、被害者に対する相談窓口の明確化や、気軽に相談しやすい環境整備、専門機関の情報提供を行うことが必要といえます。



家庭生活について

問 8 あなたの家庭での夫婦の役割分担は？

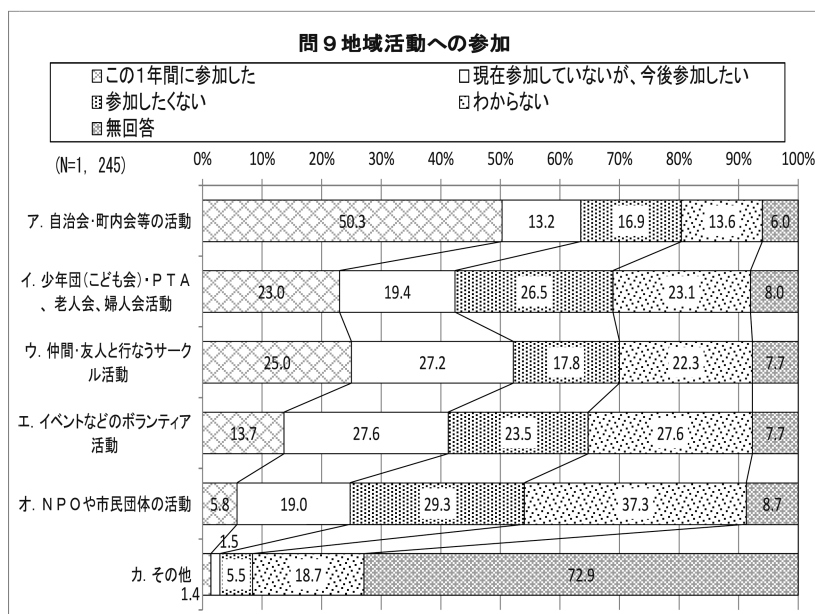
◆家庭内の仕事の多くを妻が担っている状況は、前回調査と変わりがないが、夫の協力が増加し、家庭における役割を担う傾向にある。また、介護や地域行事への参加は、夫婦が比較的一緒に関わっていることがわかる。



問 9 この 1 年間に地域活動に参加したことがありますか？

自治会や町内会等の活動」への参加が半数を占め、前回調査よりも増加している。

◆今後参加してみたい活動では、「イベントなどのボランティア」「仲間・友人と行うサークル活動」と回答した割合が高い。ボランティアや仲間内の活動に関心がある一方で、「少年団（こども会）・PTA、老人会、婦人会活動」には 26.5%「自治会・町内会等の活動」には 16.9%が「参加したくない」と回答している。



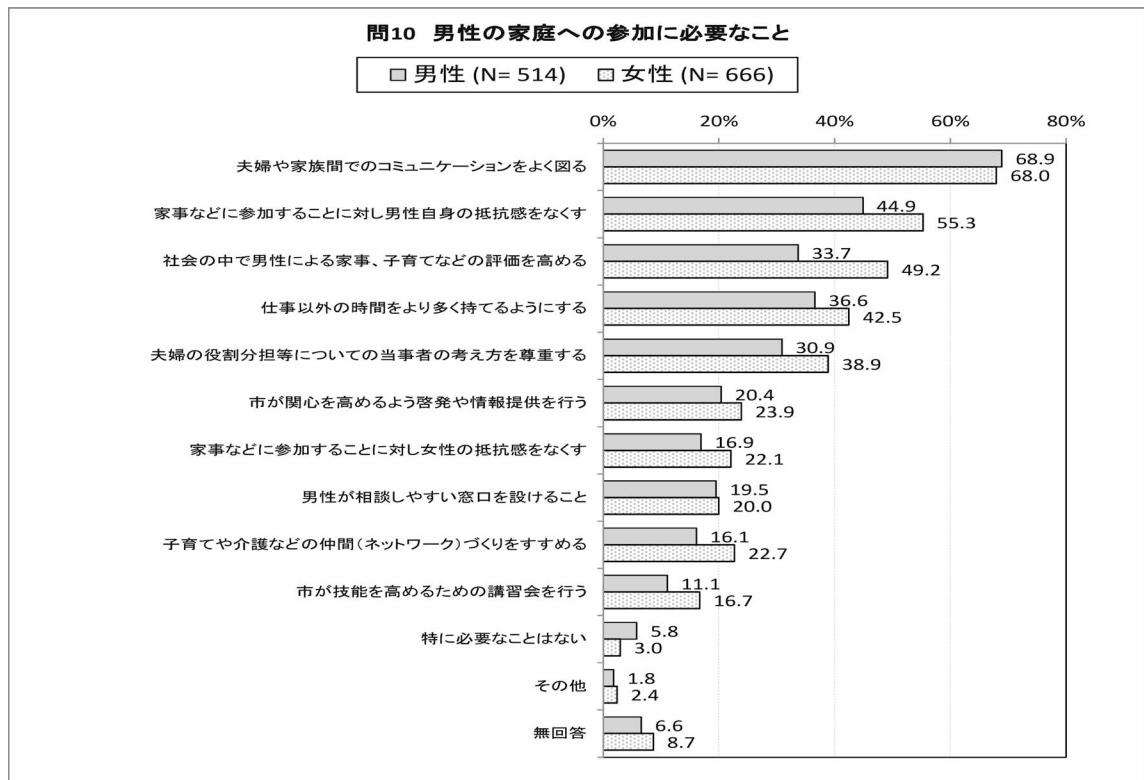
◆男女共同参画社会の認知度と地域活動への参加状況

◆各種活動への参加状況と「男女共同参画社会」のことばの認知度を比較してみると、自治会・町内会の活動に参加した人ほど、その認知度が高いことがわかる。

男女共同参画社会の認知度が高いほど、地域活動への参加率が高いことから、引き続き様々な学習機会を提供し、各種団体と連携しながら男女共同参画の推進を図ることが必要といえます。

活動内容	活動状況	男女共同参画社会の認知度					
		知っている		聞いたことがある		知らない	
		件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
自治会・町内会等の活動	この1年間に参加した	249	58.9	238	55.1	125	42.8
	現在参加していないが、今後参加したい	59	13.9	64	14.8	37	12.7
	参加したくない	65	15.4	67	15.5	75	25.7
	わからない	50	11.8	63	14.6	55	18.8
	合計	423	100.0	432	100.0	292	100.0
少年団（こども会）・PTA、老人会、婦人会活動	この1年間に参加した	123	29.7	100	23.8	54	18.6
	現在参加していないが、今後参加したい	91	22.0	93	22.1	54	18.6
	参加したくない	104	25.1	118	28.1	104	35.9
	わからない	96	23.2	109	26.0	78	26.9
	合計	414	100.0	420	100.0	290	100.0
仲間・友人と行なうサークル活動	この1年間に参加した	140	33.5	103	24.4	58	20.1
	現在参加していないが、今後参加したい	123	29.4	126	29.9	86	29.8
	参加したくない	73	17.5	77	18.2	68	23.5
	わからない	82	19.6	116	27.5	77	26.6
	合計	418	100.0	422	100.0	289	100.0
イベントなどのボランティア活動	この1年間に参加した	85	20.4	55	13.0	24	8.3
	現在参加していないが、今後参加したい	127	30.5	133	31.4	78	27.1
	参加したくない	99	23.8	99	23.3	90	31.3
	わからない	105	25.2	137	32.3	96	33.3
	合計	416	100.0	424	100.0	288	100.0
NPOや市民団体の活動	この1年間に参加した	37	9.0	23	5.5	9	3.2
	現在参加していないが、今後参加したい	103	25.1	86	20.4	41	14.4
	参加したくない	126	30.7	129	30.6	104	36.5
	わからない	145	35.3	183	43.5	131	46.0
	合計	411	100.0	421	100.0	285	100.0

問 10 男性の家庭への参加に必要なことは？



◆「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が必要であるとの回答が、男女とも約7割と高く、次いで「男性自身の抵抗感をなくす」が約半数となっている。

家庭生活や地域活動において男性の参画を進めるためには、家庭や職場、地域の慣習といった社会通念や固定観念にとらわれることなく、男女がともに自立し協力し合える環境づくりを推進する必要があります。

問 11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）希望と現実 （男性） 希望と現実のクロス集計

生活の中で優先したいこと （希望） 生活の中で優先していること （現実）	「仕事」 を優先したい	「家庭生活」 を優先したい	「地域・個人 の生活」を優 先したい	「仕事」と「家庭生 活」を ともに優先したい	「仕事」と「地域・個人 の生活」をともに優先したい	「仕事」と「地域・個人 の生活」をともに優先し たい	「仕事」と「家庭生 活」を ともに優先したい	わからない	合計
「仕事」を優先している	66.7	31.3	36.0	43.6	55.6	17.7	28.4	13.6	32.5
「家庭生活」を優先している	4.2	47.3	12.0	5.7	0.0	25.8	2.7	4.5	16.7
「地域・個人の生活」を優先している	0.0	0.9	20.0	0.7	11.1	8.1	2.7	4.5	3.3
「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	4.2	11.6	12.0	41.4	5.6	4.8	21.6	0.0	18.5
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	4.2	0.9	4.0	1.4	16.7	0.0	1.4	0.0	1.8
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	4.2	3.6	8.0	1.4	5.6	37.1	12.2	0.0	8.2
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	0.0	0.0	4.0	1.4	0.0	1.6	25.7	0.0	4.5
わからない	8.3	0.9	4.0	3.6	5.6	1.6	5.4	77.3	6.2
無回答	8.3	3.6	0.0	0.7	0.0	3.2	0.0	0.0	8.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（女性）

生活の中で優先したいこと （希望） 生活の中で優先していること （現実）	「仕事」 を優先したい	「家庭生活」 を優先したい	「地域・個人 の生活」を優 先したい	「仕事」と「家庭生 活」を ともに優先したい	「仕事」と「地域・個人 の生活」をともに優先したい	「仕事」と「地域・個人 の生活」をともに優先し たい	「仕事」と「家庭生 活」を ともに優先したい	わからない	合計
「仕事」を優先している	58.8	10.4	16.7	25.6	33.3	9.0	10.3	9.4	15.2
「家庭生活」を優先している	17.6	69.8	25.0	27.5	16.7	35.9	25.8	21.9	38.1
「地域・個人の生活」を優先している	5.9	2.1	29.2	0.0	16.7	3.8	3.1	0.0	3.2
「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	0.0	8.9	12.5	39.4	11.1	3.8	25.8	6.3	17.3
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	0.0	1.0	4.2	1.3	5.6	0.0	3.1	0.0	1.5
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	0.0	3.6	8.3	0.6	5.6	41.0	8.2	0.0	8.0
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	5.9	1.6	0.0	1.3	0.0	2.6	13.4	0.0	3.2
わからない	5.9	2.6	4.2	3.1	5.6	3.8	10.3	62.5	6.9
無回答	5.9	0.0	0.0	1.3	5.6	0.0	0.0	0.0	6.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

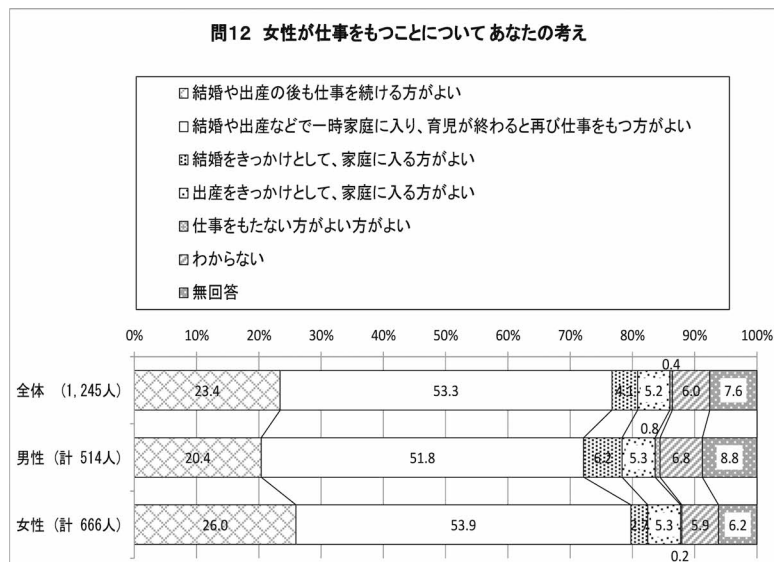
◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、「生活の中での優先度」として、男女とも20歳代から50歳代までは「仕事と家庭生活をともに優先したい」と希望している。しかし、男性は41.4%、女性では39.4%しか実現ができておらず、現実には、男性の多くが仕事を優先しており、希望と現実には差があることがわかる。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、女性を対象とした両立支援だけでなく、男女ともに仕事と家庭生活や地域生活での調和が図られるよう、関係機関と連携して周知・啓発を進めることが必要といえます。

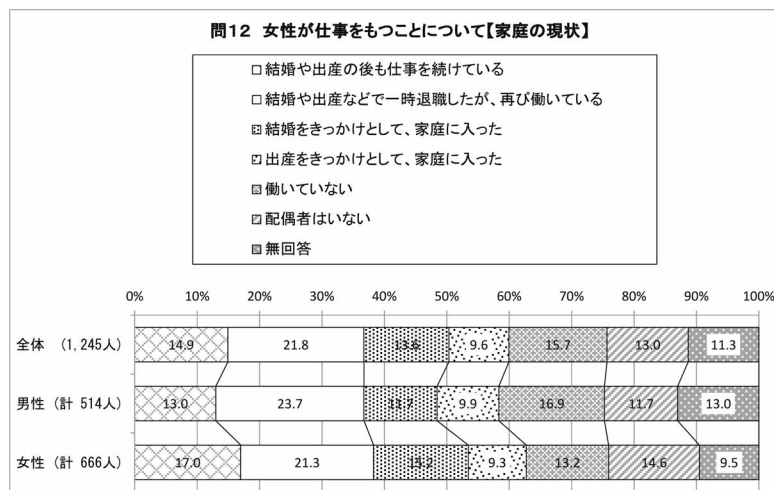
女性の就労について

問 12 女性が仕事をもつことについて

◆「結婚や出産などで一時家庭に入り、育児が終わると再び仕事をもつ方がよい」という就労一時中断型の考えが最も多く、男女とも過半数を占め、「結婚や出産の後も仕事を続ける方がよい」との就労継続型の考えを加えると、7割を超える。

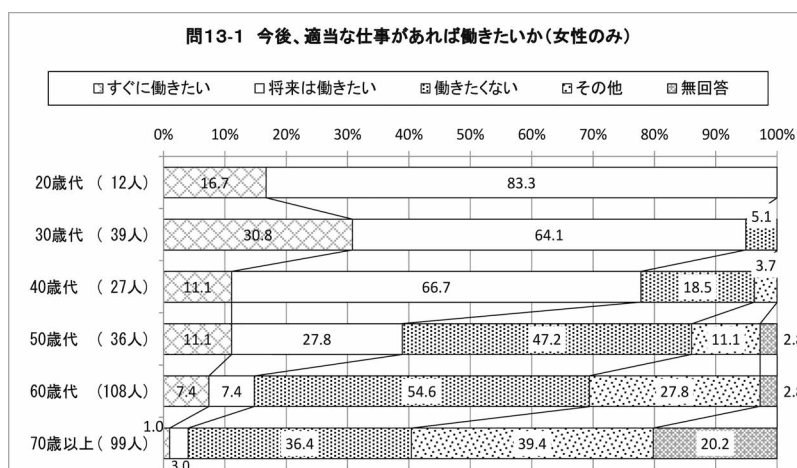


◆家庭の現状をみると、就労一時中断型の考えが半数以上を占めるものの、現実には一時退職して再び働いている女性は2割程度と少ない。



問 13 今後、働きたいと思いますか？（女性のみ）

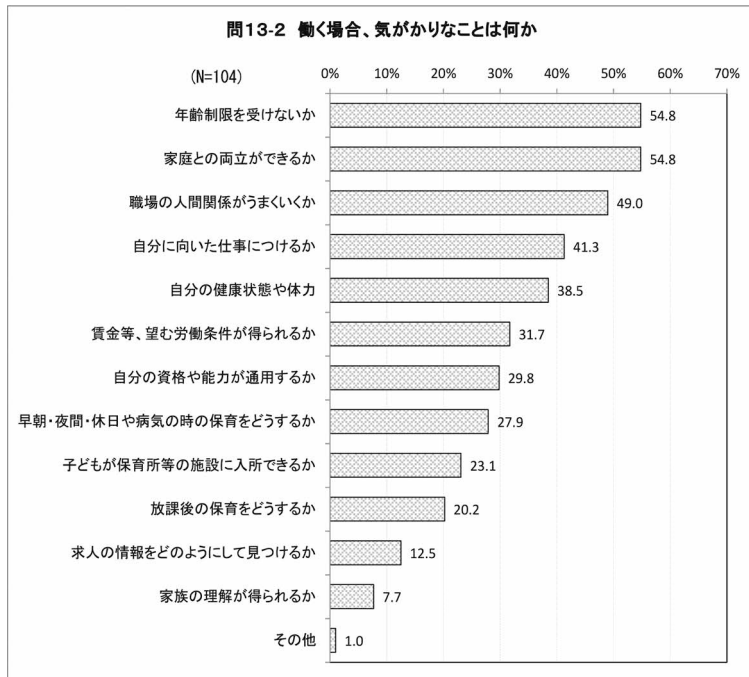
◆現在無職だが、今後働きたいかどうかの考えは、20歳代・30歳代では「すぐに働きたい」「将来は働きたい」の割合を合わせると9割を超える。また、子育てに関わることの多い30歳代の3割が「すぐに働きたい」と就業を希望していることがわかる。



問 13-2 働く場合に気がかりなことは？（女性のみ）

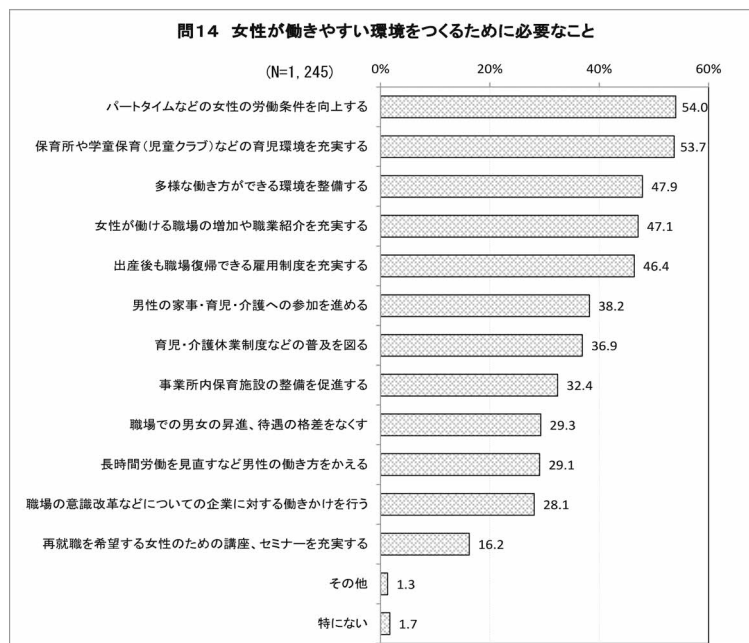
◆働く場合に気がかりなことは、「年齢制限を受けないか」と「家庭との両立ができるか」の双方とも過半数を占め、次いで「職場の人間関係」への不安が半数近くを占めている。

◆再就職を希望する女性への支援について、企業や関係機関と連携して取り組むとともに、男女がともに家事・育児・介護などを担うよう意識啓発が必要である。



問 14 女性が働きやすい環境とは？

◆女性が働きやすい環境のためには、「パートタイムなどの女性の労働条件を向上する」と「保育所や学童保育（児童クラブ）などの育児環境を充実する」が過半数を占め、前回調査と比べると、いずれの項目も数値が高くなり、女性が働くことについての関心が高まっていることがわかる。



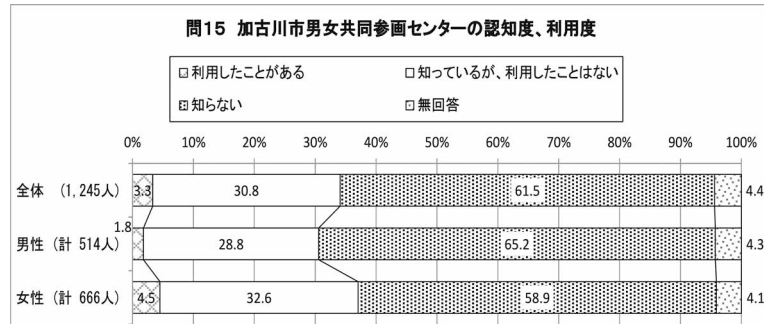
女性の就労に関しては、結婚や出産に関わらず仕事を続ける就労継続型、または出産後再び仕事をもつ就労一時中断型を理想としていても、それを実現している人は少なく、女性が働くための環境整備が急務といえます。

そこで、多様な保育や介護サービスを充実することや、育児休業・介護休業の男女双方の利用促進など、安心して子育てができ、仕事との両立を図ることができる環境整備とともに、男女がともに家事・育児・介護などを担うよう意識改革が必要といえます。

市の男女共同参画推進に関する施策について

問 15 加古川市男女共同参画センターをご存知ですか？

◆「利用したことがある」が3.3%、「知っているが利用したことがない」は30.8%と前回の調査と比較すると増加したものの「知らない」との回答が61.5%あり、まだまだ認知度及び利用度が低いのが現状である。

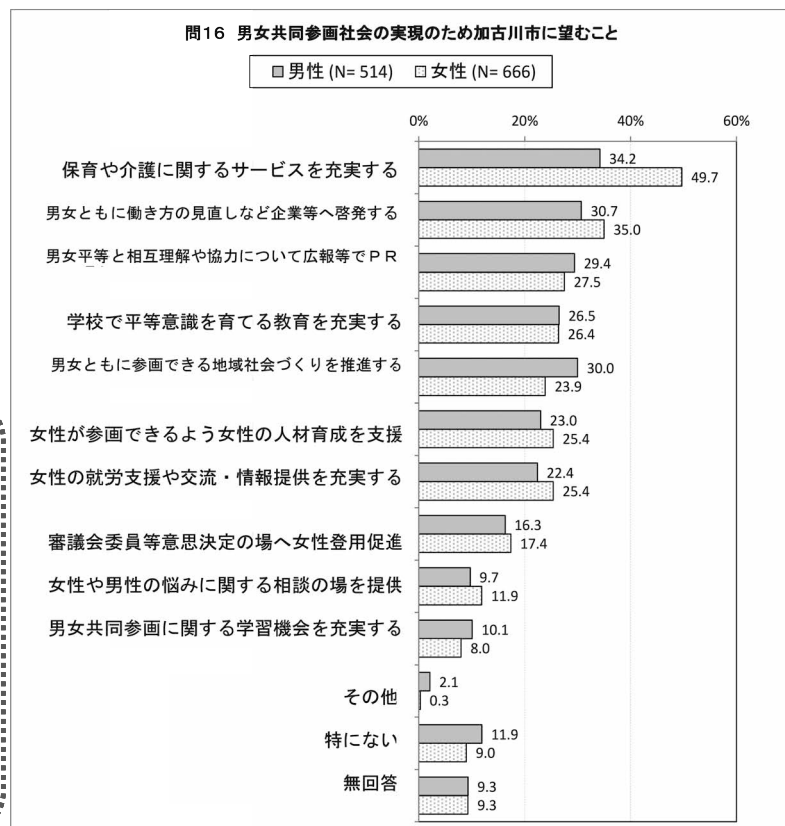


男女共同参画の理念の普及とともに拠点施設である男女共同参画センターの周知を図り、男性や若者世代に対して男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への参画を促すよう施策展開を図ることが必要といえます。

問 16 男女共同参画社会の実現のために加古川市に望むこと

◆全体では「保育や介護に関するサービスを充実する」が最も多く、女性では半数を占めている。次に「男女ともに働き方の見直しなど、企業等へ啓発する」との回答が多く、どちらも仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を期待することがわかる。

育児・介護休業法や雇用機会均等法などの各種法律や、子育て支援制度などについて、関係機関と連携を図りながら情報発信を行い、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、生活できるよう、ワーク・ライフ・バランスを進めていくことが必要といえます。



おわりに、男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民一人ひとりの意識によるところが多いことから、社会のあらゆる場において男女がともに参画できるよう、市民との協働により推進することが必要です。